

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	29	担当課	住宅室
法令名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	根拠条項	第15条第1項	不利益処分の種類	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の抹消		
(登録の抹消) 第十五条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を抹消しなければならない。 一 前条第二項の規定により登録が効力を失ったとき。 二 第二十四条第一項又は第二項の規定により登録が取り消されたとき。							